

議案第四十四号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九條第一項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第三項の規定により、これを本議会に報告して承認を求めらる。

平成三年五月八日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成三年五月八日 原案承認

三朝町議会議長 安井由行

専決第一号

専決処分書

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、三朝町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分する。

平成三年三月三十日

三朝町長 安 田 真 一 郎

三朝町条例第十五号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「乗じて得た金額」の下に「（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三万二千円を加算した金額）」を加える。

第三十四条の二中「第十項」を「第十一项」に、「第六項」を「第七項」に改める。

第三十四条の三第一項の表及び第五十三条の四の表中「百二十万円」を「百六十万円」に、「五百万円」を「五百五十万円」に改める。

第六十三条中「十五万円」を「三十万円」に、「八万円」を「二十万円」に、「百万円」を「百五十万円」に改める。

第八十二条第一号二中「であるもの」の下に「及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が〇・五メートル以下の三輪のもの」を加える。

第三百三十一条第二項中「一月一日」を「昭和四十四年一月一日（令第五十四条の十一第一号に掲げる土地にあっては昭和四十七年四月一日、同条第二号に掲げる土地にあっては昭和四十八年七月一日）前に取得したもの及び法第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化区域内に所在す

る土地以外の土地で同日」に改める。

附則第五条第一項中「九万円」を「十五万円」に改める。

附則第八条第一項中「平成三年度」を「平成八年度」に改める。

附則第十一条の見出し中「昭和六十三年から平成二年度まで」を「平成三年度から平成五年度まで」に改める。

附則第十二条の見出し中「昭和六十三年から平成二年度まで」を「平成三年度から平成五年度まで」に改め、同条中「昭和六十三年から平成二年度まで」を「平成三年度から平成五年度まで」に、「上欄」を「上欄に掲げる用途等の区分及び同表の中欄」に改め、同条の表を次のように改める。

用途等の区分	上昇率の区分	負担調整率
一 住宅用地（法第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地をいう。 以下本条において同じ。）	一・二七倍以下のもの	一・〇五
	一・二七倍を超え、一・四三倍以下のもの	一・〇七五
	一・四三倍を超え、一・六倍以下のもの	一・一
	一・六倍を超え、二・〇倍以下のもの	一・一五
	二・〇倍を超え、二・四倍以下のもの	一・二
	二・四倍を超え、三・〇倍以下のもの	一・二五
	三・〇倍を超えるもの	一・三

三個人非住宅用地等 (住宅用地以外の宅 地で個人の所有する もの及び宅地等の中 ち宅地以外の地目の 土地をいう。)	一・三	一・九倍を超えるもの	一・三
	一・二五	一・七倍を超え、一・九倍以下のもの	一・二五
	一・二	一・五倍を超え、一・七倍以下のもの	一・二
	一・一五	一・三倍を超え、一・五倍以下のもの	一・一五
	一・一	一・一五倍を超え、一・三倍以下のもの	一・一
	一・〇五	一・一五倍以下のもの	一・〇五
	一・四	二・一倍を超えるもの	一・四
	一・三	一・七倍を超え、二・一倍以下のもの	一・三
	一・二	一・三倍を超え、一・七倍以下のもの	一・二
	一・一	一・三倍以下のもの	一・一

附則第十三条(見出しを含む。)中「昭和六十三年度から平成二年度まで」を「平成三年度から平成五年度まで」に改める。

附則第十五条の二第一項中「第六十一条第九項に規定する住宅用地」を「法第三百四十九条の三、第三百四十九条の三の二、附則第十五条から第十五条の三まで、第三十八条第五項若しくは第六項又は第三十九条第四項の規定の適用がある宅地等」に、「昭和六十三年度から平成二年度まで」を「平

成三年度から平成五年度まで」に改める。

附則第十五条の三を削る。

附則第十六条第一項を削り、同条第二項中「平成元年度分及び平成二年度分」を「平成三年度分及び平成四年度分」に改め、「及び前項」を削り、同項の表中前項の項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を削る。

附則第十六条の五第一項中「平成五年度」を「平成十年度」に改める。

附則第十七条第一項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する」を「百分の六の税率を適用して」に改め、同項各号を削る。

附則第十七条の二第一項中「平成四年度」を「平成九年度」に改め、「附則第十七条の三」を「次条」に改め、「課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第一項各号の規定にかかわらず、当該譲渡に係る課税長期譲渡所得金額の百分の四に相当する額」を「前条の規定の適用については、同条第一項中「百分の六」とあるのは、「百分の三・四」に改め、同条第二項中「平成四年度」を「平成九年度」に改め、「に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割」を削り、「附則第三十四条の二第七項」を「附則第三十四条の二第六項」に改め、同条第三項を削る。

附則第十七条の三第一項中「第三十一条の四第一項」を「第三十一条の三第一項」に、「に係る附

則第十七条の規定の適用については、同条第一項第一号中「百分の四」とあるのは「百分の二・七」と、同項第二号イ中「百六十万円」とあるのは「百八万円」と、同号ロ中「百分の五・五」とあるのは「百分の三・四」を、「については、附則第十七条第一項の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する町民税の所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 課税長期譲渡所得金額が六千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の二・七に相当する金額

二 課税長期譲渡所得金額が六千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 百六十二万円

ロ 当該課税長期譲渡所得金額から六千万円を控除した金額の百分の三・四に相当する金額

別表を次のように改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成三年四月一日から施行する。ただし次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十七条の二の改正規定及び附則第十七条の三第一項の改正規定（「第三十一条の四第一項」を「第三十一条の三第一項」に改める部分に限る。）並びに附則第五条第二項及び第三項の規定 平成四年四月一日

二 附則第十七条第一項の改正規定及び附則第十七条の三第一項の改正規定（「第三十一条の四第一項」を「第三十一条の三第一項」に改める部分を除く。）並びに附則第五条第一項及び第四項の規定 平成五年四月一日

(町民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の三朝町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成三年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成二年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中分離課税に係る所得割（新条例第五十三条の二の規定によって課する所得割をいう。以下この頃から第四項までにおいて同じ。）に関する部分は、平成三年一月一日以後に支払う

（同）

べき退職手当等（同条に規定する退職手当等をいう。以下この条において同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、新条例の規定中分離課税に係る所得割に関する部分（新条例第五十三条の七の規定による特別徴収に係る部分に限る。）は、平成三年中に支払うべき退職手当等で平成三年四月一日（以下「施行日」という。）以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものについては、なお従前の例による。

4 平成三年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき徴収された分離課税に係る所得割の額が、当該退職手当等の金額について新条例の規定中分離課税に係る所得割に関する部分を適用した場合における分離課税に係る所得割の額（以下この項において「改正後の町民税の退職所得割額」という。）を超える場合には、改正前の三朝町税条例（以下「旧条例」という。）第五十三条の七の規定による納入申告書に、改正後の町民税の退職所得割額が記載されたものとみなす。この場合において、当該過納に係る税額の還付は、当該退職手当等の支払を受けた者に対して行うものとする。

5 前項前段に規定する場合には、平成三年中に支払うべき退職手当等で施行日以降に支払われるものに係る新条例第五十三条の八第一項第二号の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る新条

例第五十三条の十二第一項の規定の適用については、これらの規定中「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額」とあるのは、「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額（三朝町税条例の一部を改正する条例（平成三年三朝町条例第十五号）の施行の日前に支払われた退職手当等にあつては、同条例附則第二条第四項に規定する改正後の町民税の退職所得割額）」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する規定は、平成三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成三年度分の固定資産税に限り、新条例第六十七条第一項の規定の適用については、同項中「四月一日から同月三十日まで」とあるのは、「五月一日から五月三十一日まで」とする。

3 平成三年度分の固定資産税に限り、新条例第七十一条の規定の適用については、同条中「一月三十一日」とあるのは、「四月二十日」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）

第四条 新条例第八十二条第一号二及び附則第十六条の規定は、平成三年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成二年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例等に関する経過措置)

第五条 新条例附則第十七条の規定は、所得割の納税義務者が平成四年一月一日以後に行う租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六号)による改正後の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号。第四項において「改正後の租税特別措置法」という。)第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の町民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六号)による改正前の租税特別措置法(以下この条において「改正前の租税特別措置法」という。)第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十七条の二の規定は、所得割の納税義務者が平成三年一月一日以降に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に係る個人の町民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った旧条例附則第十七条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に係る個人の町民税については、なお従前の例による。この場合において、平成三年十二月三十一日までに行うこれらの譲渡に係る新条例附則第十七条の二の規定の適用については、同条第一項中「前条の規定の適用については、同条第一項中「百分の六」とあるのは、「百分の三・四」とあるのは「課税長

期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第一項各号の規定にかかわらず、当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額の百分の三・四に相当する額」と、同条第二項中「譲渡所得に」とあるのは「譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割に」とする。

3 平成三年一月一日から同年三月三十一日までの間に行う新条例附則第十七条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡について、改正前の租税特別措置法第三十四条の二第二項第三号又は第四号に掲げる場合に該当することとなった土地等の譲渡につき旧条例附則第十七条第一項の規定（改正前の租税特別措置法第三十四条の二第一項の規定の適用により計算される特別控除額の控除に係る部分に限る。）の適用を受けるときは、これらの譲渡については、当該優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 新条例附則第十七条の三の規定は、所得割の納税義務者が平成四年一月一日以後に行う改正後の租税特別措置法第三十一条の三第一項に規定する土地等又は建物等で同項に規定する居住用財産に該当するものの譲渡に係る個人の町民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った改正前の租税特別措置法第三十一条の四第一項に規定する土地等又は建物等で同項に規定する居住用財産に該当するものの譲渡に係る個人の町民税については、なお従前の例による。

(三朝町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第六条、三朝町税条例の一部を改正する条例(昭和五十七年三朝町条例第十九号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「。次項において同じ。」を削り、同条第三項を削る。